

高知県農作物栽培慣行基準策定要綱

(趣旨)

第1条 国の「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」(平成4年10月1日付け4食流第3889号農蚕園芸局長、食品流通局長、食糧庁長官通知)により、特別栽培農産物は、化学合成農薬及び化学肥料の節減割合が5割以上であることと定義されたが、その比較基準については、地方公共団体が策定又は確認する必要があるため、本県で生産される農作物の化学合成農薬及び化学肥料の使用の慣行基準(以下「慣行基準」という。)を作物及び作型ごとに策定する。

(策定方針)

第2条 慣行基準は、別に定める高知県農作物栽培慣行基準策定方針に基づいて、知事が策定する。

(策定委員会)

第3条 知事は、慣行基準の内容について協議するため、高知県農作物栽培慣行基準策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会は、別表1に掲げる職にある者により構成する。

3 委員会は、作物及び作型ごとの慣行基準の必要性及び内容について協議する。

(関係機関・団体との連携)

第4条 慣行基準の策定にあたっては、高知県農業協同組合中央会、各農業協同組合等、関係機関や団体等と密に連携するものとする。

特に、地域の栽培基準及び栽培暦並びに現地における使用実態を、農業振興センターと連携して各農業協同組合等の協力を得て調査し、地域の栽培実態が慣行基準に反映されるよう留意する。

(慣行基準の改訂)

第5条 知事は慣行基準は必要に応じて、変更や新たな作物及び作型の新設等の改訂を行う。なお、改訂に当たっては、第2条から第4条の規定を準用する。

(普及・啓発)

第6条 知事は、慣行基準を県庁ホームページ等で公表するとともに、関係機関、団体等と連携し普及・啓発に努める。

附則

この要綱は平成23年4月1日から施行する。

附則

この要綱は令和6年2月6日から施行する。

別表 1

高知県農作物栽培慣行基準策定委員会

所 属	担 当 職	備 考
環境農業推進課	環境担当	
〃	研究安全管理担当	
〃	専門技術員（土壌肥料担当）	
〃	専門技術員（病害虫担当）	
〃	専門技術員（普通作物・特用作物担当）	関係作物のみ協議に参加
農業イノベーション推進課	専門技術員（野菜担当）	〃
〃	専門技術員（果樹担当）	〃
〃	専門技術員（花き担当）	〃